

令和8年度高度安全機械等導入支援補助金事業実施要領

建設業労働災害防止協会

(通則)

第1条 令和8年度高度安全機械等導入支援補助金事業（以下「補助金事業」という。交付要領（以下「交付要領」という。）第1に規定された高度安全機械等導入支援補助金（以下「導入支援補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

(要領の目的)

第2条 本要領は、交付要領の諸規定に基づき、建設業労働災害防止協会（以下「建災防」という。）が行う交付手続等を定め、もって当該交付事務等の適正かつ的確な実施を図ることを目的とする。

(高度安全機械導入支援補助金事務センターの設置)

第3条 建災防は、導入支援補助金の交付事務等を実施するため、事業部内に高度安全機械導入支援補助金事務センター（以下、「補助金センター」という。）を設置する。

(交付又は支給の対象等)

第4条 導入支援補助金の交付の対象者は、交付要領別表中第1欄に掲げられた機械の所有者又は購入予定者（以下、「所有者等」という。）であって、かつ、交付要領第3の2及び7（1）の要件に適合する者とする。

なお、機械の所有者等には、割賦契約者も含むこととするが、補助金請求書類の提出時までに割賦が終了し、機械の所有権が所有者等に完全移転していなければならない。また、機械の所有者等にはリース会社を含むこととするが、当該リース会社が補助金を受けた機械について第三者とリース契約を締結する場合は、所有権の移転が契約当該補助金の交付決定を受けた日の属する会計年度の終了後5年（令和14年3月31日）を経過していなければならない。

- 2 建災防は、交付要領別表中第2欄に掲げられた補助対象経費について、補助金の範囲内において、導入支援補助金を交付する。
- 3 補助対象経費について、同一目的で他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受ける場合には、交付対象としない。
- 4 交付決定前に補助対象機械を購入し、又は購入のための契約を締結した場合には、交付の対象としない。
- 5 交付決定後に交付決定内容（型番、台数、金額、支払方法等）と異なる購入をし、又は購入のための契約を締結した場合（交付決定時に申告しなかった値引き・下取りを行うこと等を含む。）は交付の対象としない。

(交付額の算定方法)

第5条 導入支援補助金の交付額は、交付要領第3の3に規定された方法により算定する。

(交付の申請)

第6条 導入支援補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、様式

1「令和8年度高度安全機械等導入支援補助金交付申請書」(以下「交付申請書」という。)及び次の第1号から第8号に規定する必要書類を電子データ化して次項に定めるところにより建災防に申請すること。

- (1)建設許可書の写し(認可有効期間に交付申請年度が含まれているものに限る。)
- (2)申請者に係る「国土交通省 建設業者の詳細情報」をダウンロードしたもの
- (3)補助対象機械(安全装置に係る経費が明記されているもの)の見積書の写し(令和8年4月1日以降に発行されたものに限る。)
- (4)誓約書(様式2)及び役員等名簿(様式2の2)
- (5)申請者の労働保険の所轄労働局が発行する「令和7年度労働保険料の納付証明書」(令和8年4月1日以降に発行され、かつ過去に未納がないことを証明するもの。)
- (6)積載形トラッククレーンの過負荷防止装置の申請については、(一社)日本クレーン協会規格 JCAS 2 2 0 9-2 0 2 4「積載形トラッククレーン過負荷制限装置の基準」又は JCAS 2 2 0 4-2 0 2 1「屈曲ジブ式積載形トラッククレーン過負荷制限装置の基準」のいずれかに適合する旨の証明書等
- (7)割賦契約者は、割賦計画書(割賦契約を締結する場合は、支給請求書等の提出期限前までに割賦が終了し、割賦対象である機械の所有権が割賦終了後に契約者である申請者に完全移転する契約を締結すること。なお、割賦計画書の様式は問わないが、書面で作成されたものに限る。)
- (8)その他建災防が求める資料

2 申請者は、建災防本部のウェブサイトにおいて交付申請を受け付けている期間中に同ウェブサイトを利用して申請(以下「Web仮申請」という。)を行い、Web仮申請日から7日以内に、前項に規定する交付申請書及び必要書類を添付の上、電子申請により提出すること。

なお、建災防は、申請者にメールで通知した申請書類がダウンロードされずに7日経過したもの又はダウンロード済みの申請書類等を1カ月超えても提出されないものについては、当該申請を無効とし、取り消すものとする。

3 申請者は、交付申請書等の提出後に建災防から書類の不備等の連絡を受けた場合には、通知受領後1カ月以内に所要の措置を講じなければならない。

建災防は、申請者が所定期限までに所要の措置を講じない場合には、当該交付申請を無効とし、不交付を決定する。

4 建災防は、予算の執行状況を毎月中旬に建災防本部のホームページで公開するので、申請を希望する者は確認すること。

ただし、導入支援補助金申請の総額が予定額に達した場合等には、建災防は、事前の告知なく、速やかに、交付申請の受付中止を建災防本部ホームページに掲示するので、申請予定者は当該状況を確認すること。

(審査基準等)

第7条 審査の基準等は、建災防が設置する高度安全機械等導入支援補助金審査委員会(以下「審査委員会」という。)に諮り、意見等を聴取の上、建災防が別途定める。

(交付決定・不交付決定)

第8条 建災防は、申請者から提出された申請書類等を前条に規定する審査基準等に基づき審査する。審査委員会の委員にその結果を通知し、意見等を聴取の上、交付又は不交付を決定し、その結果を様式3「令和8年度高度安全機械等導入支援補助金交付決定通知書」(以下、「交付決定通知書」という。)又は様式3「令和8年度高度安全機械等導入支援補助金不交付決定通知書」をもって申請者に通知する。

なお、建災防は、申請者からの審査結果についての事前問合せには、一切応じないものとする。

(交付申請の取下げ及び交付決定の取消し)

第9条 申請者が交付決定前に交付申請を取り下げる場合には、様式4「交付申請取下げ申立書」を建災防に提出すること。

2 申請者が交付決定通知書を受領後に交付決定の取消しを申し立てる場合には、様式4の2「交付決定取消申立書」を建災防に提出すること。

3 建災防は、第1項の申立てを認め、交付申請の取消しを決定した場合は、様式5「令和8年度高度安全機械等導入支援補助金交付申請取消決定通知書」をもって申請者に通知する。

4 建災防は、第2項の申立てを認め、交付決定の取消しを決定した場合は、様式5の2「令和8年度高度安全機械等導入支援補助金交付決定取消通知書」をもって申請者に通知する。

(支給請求及び支給決定等)

第10条 申請者は、交付決定を受けて支出した補助対象経費について、様式6「令和8年度高度安全機械等導入支援補助金支給請求書」及び次の第1号から第8号に規定する証拠書類等の一式(以下、「支給請求書等」という。)を建災防に令和9年2月18日までに提出すること。

(1) 売買契約書の写し(補助対象機械の債務を完済したときに契約者である申請者に所有権が完全に移転することが明記されたもの。)

(2) 補助対象機械の納品書、請求書及び領収書(全ての書類に同一の安全装置に係る経費が明記されたもの。)

(3) 割賦完済証明書(第6条第1項第7号で割賦契約を締結した申請者のみ提出すること。)

(4) 譲渡証明書(譲渡証明書がない場合は、これに代えて所有権の移転を証明できるもの。)

(5) 積載形トラッククレーンの過負荷防止装置の申請については、メーカーが発行する購入した過負荷防止装置を備える積載形トラッククレーンの製造番号(シリアル番号)に対応するJCAS 2209-2024準拠ステッカー番号の証明書又はJCAS 2204-2021準拠ステッカー番号の証明書

(6) 製造銘板の写真(刻印又は印字が白黒の状態で見読可能なもの。)

(7) 車検証の写し【車検を有する場合】

(8) その他建災防が求める資料

2 建災防は、第1項の規定に則って提出された支給請求書等を交付要領第3の8(2)に基づき審査し、その結果を様式7「令和8年度高度安全機械等導入支援補助金支給決定通知書」(以下「支給通知書」という。)又は様式7の2「令和8年度高度安全機械等導入支援補助金不支給決定通知書」をもって申請者に通知する。

3 申請者は、支給請求等の提出後に建災防から書類の不備等の連絡を受けた場合には、通知受理後1ヶ月以内に所要の措置を講じなければならない。

建災防は、申請者が所定期限までに所要の措置を講じない場合には、当該支給請求を無効とし、不支給を決定する。

4 建災防は、支給決定した者に対して交付要領の第3の8(3)の規定に基づき、導入支援補助金を支給する。振込みについては、提出すべき補助金支給請求書等の審査順に指定の銀行口座への送金手続きを行い、支給通知書と共に着金予定日をメールで申請者に通知する。

なお、建災防は、申請者からの審査結果についての事前問合せには、一切応じないものとする。

(支給請求の取下げ及び支給決定の取消し)

- 第11条 申請者が支給決定前に支給請求を取り下げの場合には、様式8「支給請求取下げ申立書」を建災防に提出すること。
- 2 申請者が既に支給決定通知書を受領し、かつ、補助金の支給を受ける前に受給を取りやめる場合には、様式8の2「支給決定取消申立書」を速やかに建災防に提出すること。
- 3 建災防は、第1項の申立てを認め、支給請求の取消しを決定した場合は、様式9「令和8年度高度安全機械等導入支援補助金支給請求取消決定通知書」をもって申請者に通知する。
- 4 建災防は、第2項の申立てを認め、支給決定の取消しを決定した場合は、様式9の2「令和8年度高度安全機械等導入支援補助金支給決定取消通知書」をもって申請者に通知する。
- 5 前項の申立てを行った時点で既に補助金を受領している場合には、申請者は速やかに様式10「令和8年度高度安全機械等導入支援補助金返還申立書」を提出すること。
- 6 建災防は、第5項の申立てを認めた場合には、様式10の2「令和8年度高度安全機械等導入支援補助金返還指示書」をもって申請者に返還納付を指示するのでこれに従うこと。
- また、補助金の返還期限については、通知日から20日以内とし、期限内に指定口座に補助金支給額の全額の振込みが確認できない場合又は振込金額に不足が生じていた場合には、建災防は、返還期限の翌日から返還実行日までの日数に応じて、未納分の返還額に対して、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴する。

(不正申請等に対する取消・返還命令)

- 第12条 建災防は、交付決定通知書を発出した後に申請者が交付要領第4の1(1)から(5)のいずれかの規定に該当すると認めた場合並びに第6条第1項又は第10条第1項に規定する提出書類に虚偽等を認めた場合又は支給決定通知書を発出した後に第10条第1項に規定する提出書類に虚偽等を認めた場合には、既に成した交付決定及び支給決定通知書の内容を全て無効とし、取り消すものとし、様式11「令和8年度高度安全機械等導入支援補助金交付決定・支給請求取消通知書」をもって申請者に通知する。
- 2 建災防は、第1項の取消しを行うに当たり、既に導入支援補助金が支給されている場合には、返還納付を指示するのでこれに従うこと。
- なお、返還期限及び未納分の返還額に対する延滞金の徴収は、前条第6項の規定を準用する。

(取得財産の管理等)

- 第13条 導入支援補助金の交付による取得財産の管理等は、次の各号に規定するところによるものとする。
- (1) 申請者は、補助金事業により取得し、効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、様式12「取得財産等管理台帳」を備えること。
- ただし、本様式と同一の項目を備えるものであれば、固定資産台帳を代用しても差し支えない。また、補助金事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理・保管し、導入支援補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- (2) 申請者は、取得財産等のうち、補助金事業により取得した財産について、導入支援補助金の交付決定を受けた日の属する年度の終了後、5年以内(令和14年3月31日以前)に、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し(廃棄を含む。)(以下「処分」という。)を行ってはならない。
- (3) 申請者は、交付決定の属する会計年度の終了後5年(令和14年3月31日)を経過する前に、やむを得ない理由で取得財産等を処分しようとするときは、速やかに様式13「財産等処分及び補助金返還申立書」を建災防に提出すること。

2 建災防は、「財産等処分及び補助金返還申立書」を受領した場合には厚生労働省と協議の上、所定の決定を行い、これを申請者に通知する。建災防は、取得財産の処分を承認した場合は、交付決定及び支給決定の全てを無効とし、取り消すものとし、当該取消しに係る導入支援補助金については、様式14「取得財産処分承認通知及び令和〇年度高度安全機械等導入支援補助金返還指示書」をもって期限を付して全額の返還納付を指示する。申請者は遅滞なく返還に応じること。

なお、返還期限及び未納分の返還額に対する延滞金の徴収は、第11条第6項の規定を準用する。

3 建災防は、申請者が第1項第1号及び第2号の規定に違反していないこと等の確認のため、申請者に対して、実地又は書面による調査（以下「調査等」という。）を行う。この際、申請者は当該調査等を拒んではならない。

（申請情報の管理）

第14条 建災防は、申請者への導入支援補助金の支給簿を整備し、本事業における支給申請者の氏名、対象機械等の支給に係る情報を管理する。

また、建災防が補助事業者でなくなった場合は、速やかに当該支給簿を国に返還する。

（秘密の保持）

第15条 建災防は、申請者から提出された各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、導入支援補助金の交付のための審査等、本事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、管理担当者が注意をもって適切に保管する。

（暴力団排除に関する誓約等）

第16条 申請者は、導入支援補助金の交付申請を行うに際しては、様式1の交付申請書に様式2の誓約書を添付し、誓約すること。

（その他）

第17条 この実施要領に定めるもののほか、導入支援補助金の交付に関するその他必要な事項は、建災防が別に定める。

附則（令和8年4月13日）

1 この実施要領は、令和8年4月13日から施行する。

建設業労働災害防止協会会長 殿

申請者 住 所
商 号
代表者氏名
電話番号

令和 8 年度高度安全機械等導入支援補助金交付申請書

令和 8 年度高度安全機械等導入支援補助金事業実施要領（以下、「実施要領」という。）
第 6 条第 1 項の規定に基づき必要書類を添えて標記補助金の交付を下記のとおり申請しま
す。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、「補助金等に係る予算の執行の適正
化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関
する法律施行令」（昭和 30 年政令第 255 号）、「労働災害対策費補助金交付要綱」（改正
令和 3 年 1 月 6 日）及び「令和 8 年度高度安全機械等導入支援補助金事業交付要領」の規
定によるほか、実施要領の定めるところに従います。

記

1 申請者の情報

登録番号	2026 - K -		
労働保険番号		法人番号	
振込先情報	銀行 支店（普通・当座・貯蓄）口座番号： 口座名：		

2 申請する対象補助機械の詳細

機種名	メーカー名	機械型番	補助対象安全 装置の名称	補助対象経費額	交付申請額

様式2（第6条第1項関係）

建設業労働災害防止協会会長 殿

誓約書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 暴力団排除に関する誓約等

下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。併せて本様式2の2「役員等名簿」を提出いたします。

- (1) 団体が、暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は団体の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 労働関係法令の違反等に関する申告

下記のいずれにも該当することを申告いたします。

- (1) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと（労働基準関係法令により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受領している場合はこの限りではない）
- (2) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、その事実を公表されていないこと
- (3) 補助対象経費について、同一目的で他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受けていないこと

3 資格要件等の申告

- (1) 建設業許可を有する者その他補助事業者が適当と認める者であることを申告いたします。
- (2) 以下の中小企業の定義のいずれかに該当する中小企業であることを申告いたします。
 - ① 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が300人以下の事業者であって、下記②～④までに掲げる業種以外の業種に属する事業を主たる事業として営むもの
 - ② 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が100人以下の事業者であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

- ③ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が100人以下の事業者であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
 - ④ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が50人以下の事業者であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (3) 労働保険・厚生年金保険等に法令に基づき適切に加入しており、かつ、未納がないことを申告いたします。

4 所有権の移転

機械の所有に当たっては、所有権が完全に移転することを誓約いたします。

5 取得財産等の管理及び調査に関する協力

交付決定の翌年度から5年以内（令和14年3月31日以前）に補助金を受けた財産を譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊し（廃棄を含む。）をしないことを誓約いたします。あわせて、建災防が取得財産等を調査する際には協力することを誓約いたします。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

⑨

様式2の2（第6条第1項関係）

役員等名簿

法人（個人）名：

役職名	(フリガナ)	生年月日
	氏名	
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

様式3 (第8条関係)

番 年 月 日 号

申請者 住 所
 商 号
 代表者氏名 殿
 電話番号

建設業労働災害防止協会会長

令和8年度高度安全機械等導入支援補助金交付・不交付決定通知書

下記の交付申請について、令和8年度高度安全機械等導入支援補助金事業実施要領（以下、「実施要領」という。）第8条の規定に基づき、標記のとおり決定したので通知します。
 ついては、交付決定通知を受けた申請者は、この決定の日から令和9年2月18日までの間に実施要領様式第6号「令和8年度高度安全機械等導入支援補助金支給請求書」に証拠書類等を添えて提出すること。

記

1 申請者の情報

登録番号	2026 - K -		
労働保険番号		法人番号	
振込先情報	銀行 支店 (普通・当座・貯蓄)口座番号： 口座名：		

2 交付決定の詳細

機種名	メーカー名	機械型番	補助対象安全装置の名称	補助対象経費額	交付・不交付決定額

建設業労働災害防止協会会長 殿

申請者 住 所
商 号
代表者氏名
電話番号

交付申請取下げ申立書

私は、令和 年 月 日付けで登録番号 2026 - K - をもって交付申請した令和8年度高度安全機械等導入支援補助金について、下記の理由により交付申請を取り下げます。

記

1. 理由

以上

建設業労働災害防止協会会長 殿

申請者 住 所
商 号
代表者氏名
電話番号

交付決定取消申立書

私は、登録番号 2026 - K - をもって令和8年度高度安全機械等導入支援補助金の交付を申請し、交付決定通知書を受領しましたが、下記の理由により交付決定の取消しを申し立てます。

記

1. 理由

以上

様式5（第9条第3項関係）

番 年 月 日
号

申請者 住 所
商 号
代表者氏名 殿
電話番号

建設業労働災害防止協会会長

令和8年度高度安全機械等導入支援補助金交付申請取消決定通知書

標記について、下記の機械に係る交付申請の取消しを決定したので、令和8年度高度安全機械等導入支援補助金事業実施要領第9条第3項の規定に基づき、通知します。

記

・取り消した交付申請の詳細

登録番号		2026 - K - ()			
機種名	メーカー名	機械型番	補助対象安全装置の名称	補助対象経費額	交付申請額

様式5の2（第9条第4項関係）

番 年 月 日
号

申請者 住 所
商 号
代表者氏名 殿
電話番号

建設業労働災害防止協会会長

令和8年度高度安全機械等導入支援補助金交付決定取消通知書

標記について、下記の機械に係る交付決定の取消しを決定したので、令和8年度高度安全機械等導入支援補助金事業実施要領第9条第4項の規定に基づき、通知します。

記

・ 交付決定の詳細

登録番号		2026 - K - ()			
機種名	メーカー名	機械型番	補助対象安全装置の名称	補助対象経費額	交付決定取消額

建設業労働災害防止協会会長 殿

申請者 住 所
商 号
代表者氏名
電 話 番 号

令和8年度高度安全機械等導入支援補助金支給請求書

標記について、令和8年度高度安全機械等導入支援補助金交付決定通知書を受け、補助対象経費を支出しましたので、令和8年度高度安全機械等導入支援補助金事業実施要領第10条第1項の規定に基づき、証拠書類等を添えて下記のとおり補助金の支給を請求いたします。

記

1 登録番号

2026 - K - ()

2 補助対象機械の詳細

機種名	メーカー名	機械型番	補助対象安全装置の名称	交付決定額

3 補助対象経費支出年月日、支出額及び補助金請求金額

安全装置の支出年月日	令和 年 月 日
安全装置の支出額（税抜）	円
補助金請求金額	円

4 振込先口座：

銀行名		支店名	
口座科目		口座番号	
口座名義			

様式7（第10条第2項関係）

番 年 月 日 号

申請者 住 所
商 号
代表者氏名 殿
電話番号

建設業労働災害防止協会会長

令和8年度高度安全機械等導入支援補助金支給決定通知書

標記について、登録番号 2026 - K - をもって交付決定を通知し、貴殿より送付された令和8年度高度安全機械等導入支援補助金支給請求書及び証拠書類等を審査した結果、令和8年度高度安全機械等導入支援補助金事業実施要領第10条第2項の規定に基づき下記のとおり支給決定額を通知します。

記

支給決定額 金 円

様式7の2（第10条第2項関係）

番 年 月 日 号

申請者 住 所
商 号
代表者氏名 殿
電話番号

建設業労働災害防止協会会長

令和8年度高度安全機械等導入支援補助金不支給決定通知書

標記について、登録番号 2026 - K - をもって交付決定を通知し、貴殿より送付された令和8年度高度安全機械等導入支援補助金支給請求書及び証拠書類等を審査した結果、令和8年度高度安全機械等導入支援補助金事業実施要領第10条第2項の規定に基づき下記のとおり不支給決定額を通知します。

記

不支給決定額 金 円

建設業労働災害防止協会会長 殿

申請者 住 所
商 号
代表者氏名
電 話 番 号

支給請求取下げ申立書

私は、令和 年 月 日付で登録番号 2026 - K - をもって支給請求した令和8年度高度安全機械等導入支援補助金について、下記の理由により支給請求を取り下げます。

記

1. 理由

以上

建設業労働災害防止協会会長 殿

申請者 住 所
商 号
代表者氏名
電 話 番 号

支給決定取消申立書

私は、登録番号 2026 - K - をもって令和 8 年度高度安全機械等導入支援補助金の支給を請求し、支給決定通知書を受領しましたが、下記の理由により支給決定の取消しを申し立てます。

記

1. 理由

以上

様式9（第11条第3項関係）

番 年 月 日 号

申請者 住 所
商 号
代表者氏名 殿
電話番号

建設業労働災害防止協会会長

令和8年度高度安全機械等導入支援補助金支給請求取消決定通知書

標記について、登録番号 2026 - K - の機械等に係る支給請求の取下げの申立てを受けたため、支給請求を取り消すこととしたので、令和8年度高度安全機械等導入支援補助金事業実施要領第11条第3項の規定に基づき、当該取消決定額を下記のとおり通知します。

記

支給請求取消決定額 金 円

様式9の2（第11条第4項関係）

番 年 月 日

申請者 住 所
商 号
代表者氏名 殿
電話番号

建設業労働災害防止協会会長

令和8年度高度安全機械等導入支援補助金支給決定取消通知書

標記について、登録番号 2026 - K - をもって支給決定を通知しましたが、支給決定の取消申立てを受けたため、支給決定を取り消すこととしたので、令和8年度高度安全機械等導入支援補助金事業実施要領第11条第4項の規定に基づき、当該取消決定額を通知します。

記

支給決定の取消額 金 円

建設業労働災害防止協会会長 殿

申請者 住 所
商 号
代表者氏名
電話番号

令和8年度高度安全機械等導入支援補助金返還申立書

私は、登録番号 2026 - K - をもって令和8年度高度安全機械等導入支援補助金の支給を受けましたが、下記1.の理由により下記2.の額を返還いたします。

記

1. 返還理由
2. 返還額

以上

様式10の2（第11条第6項関係）

番 号
年 月 日

申出者 住 所
商 号
代表者氏名 殿
電話番号

建設業労働災害防止協会会長

令和8年度高度安全機械等導入支援補助金
補助金返還指示書

標記について、登録番号 2026 - K - の機械等に係る高度補助金の返還申立てを承認することとしたので、標記補助金事業実施要領第11条第6項の規定に基づき、受領した補助金の金額を下記により返還してください。

記

1. 返還額

_____ 円

2. 振込先口座

みずほ銀行 芝支店 普通預金 1130675 ケンセツギョウロウドウサイガイボウシキョウカイ 建設業労働災害防止協会

3. 返還期限

令和〇年〇〇月〇〇日まで

以上

様式 1 1 (第 1 2 条第 1 項関係)

番 号
年 月 日

申請者 住 所
商 号
代表者氏名 殿
電話番号

建設業労働災害防止協会会長

令和 8 年度高度安全機械等導入支援補助金交付決定・支給決定取消通知書

標記について、登録番号 2026 - K - により交付決定・支給決定を通知したところですが、下記 1. の理由により交付又は支給の決定を取り消すこととしたので、令和 8 年度高度安全機械等導入支援補助金事業実施要領第 1 2 条第 1 項の規定に基づき、交付決定・支給決定取消額を下記 2. のとおり通知します。

記

1. 理由
2. 交付決定・支給決定取消額

以上

令和 8 年度高度安全機械等導入支援補助金事業
取得財産等管理台帳

事業所名

管理責任者

区分	財産名	型式	単位	単価 (円)	金額 (円)	取得年月日 (注 2)	保管場所	備考

(注 1) 本様式は、申請者が記入して保存すること。

(注 2) 取得年月日は、検収年月日を記入すること。

(注 3) 本様式と同一項目を備えるものであれば、別の管理台帳で代用しても差し支えない。

建設業労働災害防止協会会長 殿

申請者 住 所
商 号
代表者氏名
電話番号

財産等処分及び補助金返還申立書

標記について、登録番号 0000 - 0 - 0000000 をもって令和〇年度高度安全機械等導入支援補助金（以下（補助金）という。）を受領しましたが、下記1.から4.までの記載のとおり、取得した財産を処分いたしたく存じますので、御承認をお願いいたします。

なお、御承認の上は、受領した補助金を令和〇年度高度安全機械等導入支援補助金事業実施要領第〇条第〇項の規定に基づき返還いたします。

記

1. 処分しようとする財産の明細	※購入年月日、購入金額、補助金受領額、品名、製造者名、型式、を記載すること。
2. 処分しようとする内容	※廃棄、返品、譲渡 等 の内容を詳細に記載すること。
3. 処分しようとする理由	※理由について詳細に記載すること。処分理由が社会通念に照らして不当な場合や処分内容の記載が不十分な場合には、処分が承認されない場合があるので注意すること。
4. 処分しようとする年月日	令和 年 月 日
5. 返還額	円

様式14 (第13条第2項関係)

番 年 月 日
号

申立者 住 所
商 号
代表者氏名 殿
電話番号

建設業労働災害防止協会会長

取得財産処分承認通知及び令和〇年度高度安全機械等
導入支援補助金返還指示書

標記について、登録番号 0000 - 0 - 000000 の機械等に係る財産処分及び補助金の返還申立てを承認しますので、受領した補助金の金額を下記により返還してください。

記

1. 返還額

_____ 円

2. 振込先口座

みずほ銀行 芝支店 普通預金 1130675 ケンセツギョウロウドウサイガイボウシキョウカイ 建設業労働災害防止協会

3. 返還期限

令和〇年〇〇月〇〇日まで

以上

